

改正案	現 行
第1条～4条（7） （略） （8）リゾート用域 ア～イ （略） ウ 汚水、排水等については、三次処理をし、BOD（生物化学的酸素消費量）、<u>COD（化学的酸素要求量）</u>、SS（浮遊物質質量）とも 10 <u>mg/l</u> 以下、pH（水素イオン濃度 <u>5.8～8.6</u>）としなければならない。 エ～（9）（略） 第5条～10条（略） <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	第1条～4条（7） （略） （8）リゾート用域 ア～イ （略） ウ 汚水、排水等については、三次処理をし、BOD（生物化学的酸素消費量）、<u> </u>、SS（浮遊物質質量）とも10<u>PPM（100万分の1リットル）</u> 以下、pH（水素イオン濃度 <u>5～7</u>）としなければならない。 エ～（9）（略） 第5条～10条（略）